

新潟市告示第 2 4 5 号

収納事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、露店市場使用料の収納事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

市場名	名称	所在地
白根市場	富 山 千代子	新潟市南区平成町 2 4 番地
新飯田市場	横 山 新 一	新潟市南区新飯田 7 0 4 番地
庄瀬市場	中 丸 文 吉	新潟市南区庄瀬 6 5 3 8 番地
月潟市場	登 石 博 子	新潟市南区月潟 4 7 8 番地

2 収納事務を行わせる歳入

<南区>露店市場使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 収納事務を委託した日

令和 6 年 4 月 1 日

5 収納事務を行わせる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで